

◎横須賀市ウェルシティ市民プラザ配置適正化実施計画（素案） について

1 計画（素案）の概要

(1) 対象施設

施設名称		行政 地区	所在地	建築年度	経過 年数
ウエル シティ 市民 プラザ	保 健 所 、 駐 車 場	逸見	西逸見町 1-38-11	平成 12 年度 (2000 年度)	16 年
	健康増進センター				
	逸見青少年の家				
	中 央 健 康 福 祉 セ タ ー				
	生涯学習センター				
逸見行政センター		逸見	東逸見町 2-29	昭和 56 年度 (1981 年度)	35 年
逸見コミュニティ セ タ ー					

* 横須賀市施設配置適正化計画での位置付け

逸見行政センター・逸見コミュニティセンターは、建て替えをせず、ウェルシティ市民プラザへ移転します。

保健所、健康増進センター、逸見青少年の家、中央健康福祉センターは、逸見行政センター・逸見コミュニティセンターの移転先の検討対象とします。

生涯学習センターは、利用率が低い貸室等を縮小します。また、逸見行政センター・逸見コミュニティセンターの移転先の検討対象とします。

駐車場は、機能を維持します。

(2) 現状と課題

① 現状

ア ウェルシティ市民プラザ

・保健所、駐車場

市民健康診査、成人関係などの健康教育の実施など健康づくりを推進する保健サービスや食品・環境衛生施設の許可や監視指導を行っています。

また、駐車場は、ウェルシティ市民プラザに来所する方のための駐車場として運営しています。

- ・健康増進センター

保健所と連携して健康面に配慮した運動プログラムの提供等を行い、人々が健康寿命の延伸だけでなく、生き生きとした生活を過ごせるような健康づくりを支援しています。

- ・逸見青少年の家

青少年（主に小学生、中学生）の居場所、地域住民のサークル活動の場所として利用されています。立地条件（近くに小学校、中学校、高等学校があるか）、駐車場の有無によって個人利用数に違いが見られます。

- ・中央健康福祉センター

乳幼児・妊産婦を対象とした事業を多く行っているほか、保健師が訪問活動を行う地域の拠点でもあります。

- ・生涯学習センター

市民に生涯学習の場や機会を提供する社会教育施設です。

生涯学習センターでは、多様な課題対応や生きがいづくり等のために市民大学ほか各種講座の実施、学習情報の提供や市民の学習成果を地域に生かしていく事業等の社会教育事業を実施しています。

イ 逸見行政センター・逸見コミュニティセンター

- ・逸見行政センター

各種証明書の交付等の窓口サービスや、地域コミュニティの活性化、地域自治組織への支援等を行っています。

また、風水害等の災害時にはコミュニティセンターとともに、災害時の拠点となります。

- ・逸見コミュニティセンター

地域活動や文化・スポーツ活動など市民の自主活動の場です。

また、各種の社会教育事業その他さまざまな市主催事業の実施場所となっています。

②課題

ア ウェルシティ市民プラザ

- ・保健所、駐車場

機能を維持する必要があります。そのため建物を長く使用できるように、改修を実施していく必要があります。

来庁者によっては、ウェルシティ市民プラザだけでは、用件が済まず、逸見行政センター・逸見コミュニティセンターを案内することがあり、市民サービスの向上のため、逸見地域の市施設をウェルシティ市民プラザに集約する必要があります。

逸見行政センター・逸見コミュニティセンターをウェルシティ市民プラザに集約する場合、移転受入先として、現時点で不足することが予想される施設面積を充足させるため、2階レストランススペース、地下1階駐車場の一部の管理を市民部へ移す必要があります。

- ・健康増進センター

機能を維持する必要があります。そのため建物を長く使用できるように、改修を実施していく必要があります。

- ・逸見青少年の家

機能を維持する必要があります。そのため建物を長く使用できるように、改修を実施していく必要があります。

- ・中央健康福祉センター

機能を維持する必要があります。そのため建物を長く使用できるように、改修を実施していく必要があります。

- ・生涯学習センター

機能を維持する必要がありますが、コミュニティセンターと類似した施設であるため、貸室等の一部の管理を逸見コミュニティセンターに移し、施設を縮小します。

なお、建物は長く使用できるように、改修を実施していく必要があります。

- イ 逸見行政センター・逸見コミュニティセンター

- ・現在の建物は、建築後35年が経過しており、現施設を使用する場合には、大規模改修を実施する必要があります。

- ・現施設への進入路が狭く、駐車場も不足しています。

(3) 今後の取り組み

- ・ウェルシティ市民プラザについては、必要な改修等を実施し維持します。

・逸見行政センターについては、健康部から市民部に、ウェルシティ市民プラザの2階レストスペース、及び地下1階駐車場の一部について管理を移すとともに、教育委員会から市民部に生涯学習センターの5階倉庫の管理を移し、ウェルシティ市民プラザへ移転します。

・逸見コミュニティセンターについては、教育委員会から市民部に、生涯学習センターの市民ホール（2階）、休憩ラウンジ（5階）、和室（5階）、調理講習室（5階）、美術工芸室（5階）、及び倉庫（5階・再掲）の管理を移し、ウェルシティ市民プラザへ移転します。

期間別の考え方

施設名称	H29～H36 (中長期)	H37～H46 (長期)	H47～H64 (超長期)
ウェルシティ 市民プラザ		大規模改修 (屋上防水、外壁、電気設備、空調設備)	大規模改修 (屋上防水、外壁、給排水設備)
逸見行政 センター		移 転	
逸見コミュニティ センター			

2 市民説明等の実施状況

(1) 説明の実施

①逸見地域運営協議会（理事会において実施）

日時・場所等

平成28年3月18日 18:30～

逸見コミュニティセンター集会室

出席者数 20人

②逸見地区連合町内会（4月定例会において実施）

日時・場所等

平成28年4月8日 16:00～

逸見コミュニティセンター学習室

出席者数 12人

③逸見地区民生委員児童委員協議会（4月定例会において実施）

日時・場所等

平成28年4月11日 13:30～

逸見コミュニティセンター学習室

出席者数 16人

④逸見地区社会福祉協議会（平成 28 年度理事会において実施）

日時・場所等

平成 28 年 4 月 15 日 13:30～

逸見コミュニティセンター学習室

出席者数 31 人

（２）質問・意見

- ・行政センター・コミュニティセンターの具体的な移転時期は、いつなのか。
- ・移転が20年以内とされているが、もっと早くてもよいのではないか。
- ・移転後の跡地は、どのようなになるのか。

（３）今後の予定

地域住民及びウエルシティ市民プラザ利用者に対し、説明会を開催し、意見を聴取しながら進めていきます。

横須賀市ウェルシティ市民プラザ配置適正化実施計画

(素案)

第1章 ウェルシティ市民プラザ配置適正化実施計画について

1 計画の目的

本市にある公共施設の約6割は建築後30年以上となっており、今後建て替えや改修など、多額の更新費用が必要となります。

そこで、平成26年度に施設の適正な配置を実現するための将来構想として、「横須賀市施設配置適正化計画」（以下「適正化計画」）を策定しました。

「横須賀市ウェルシティ市民プラザ配置適正化実施計画」は、「適正化計画」で示した将来構想を実現し、着実に進めるために策定するものです。

2 計画の期間

全体の計画期間は、最終年度を「適正化計画」の計画期間と合わせ、平成29年度（2017年度）から平成64年度（2052年度）とし、その間の目標およびそれに向けた考え方・ロードマップを示します。

また、平成33年度（2021年度）までの目標および具体的なスケジュール・実行計画を示します。

※本計画では、計画の期間を以下の3つの期間に区分しています。

中長期：平成29年度（2017年度）～平成36年度（2024年度）

長期：平成37年度（2025年度）～平成46年度（2034年度）

超長期：平成47年度（2035年度）～平成64年度（2052年度）

3 計画の対象施設

本計画の対象となる施設は以下のとおりです。

施 設 名 称		行政地区	所 在 地	建 築 年 度	経過年数
ウェルシティ市民プラザ	保 健 所 、 駐 車 場	逸見	西逸見町 1-38-11	平成 12 年度 (2000 年度)	16 年
	健 康 増 進 セ ン タ ー				
	逸 見 青 少 年 の 家				
	中央健康福祉センター				
	生涯学習センター				
逸 見 行 政 セ ン タ ー		逸見	東逸見町 2-29	昭和 56 年度 (1981 年度)	35 年
逸見コミュニティセンター					

第2章 ウェルシティ市民プラザ、逸見行政センター・逸見コミュニティセンターを取り巻く現状と課題

1 現状

(1) 各施設の配置

ア ウェルシティ市民プラザ

① 保健所

地域保健対策を推進し、地域住民の健康の保持および増進を目的として、保健所条例に基づき、配置しています。

- ・ 保健所条例

第2条 保健所の位置及び名称は、次のとおりとする。

位置 横須賀市西逸見町1丁目38番地11

名称 横須賀市保健所

② 健康増進センター（駐車場を含む。）

市民に健康づくりの場を提供して市民の健康および福祉の増進を図るため、健康増進センター条例に基づき、配置しています。

- ・ 健康増進センター条例

第2条 センターの位置及び名称は、次のとおりとする。

位置 横須賀市西逸見町1丁目38番地11

名称 横須賀市健康増進センター

③ 逸見青少年の家

青少年に余暇活動の場と地域住民との交流の場を提供して、青少年の健全な育成を図るとともに、青少年を交えた地域住民の親睦を深めるため、青少年の家条例に基づき、配置しています。

- ・ 青少年の家条例

第2条 会館の位置及び名称は、次のとおりとする（抜粋）。

位 置	名 称
横須賀市西逸見町1丁目38番地11	横須賀市立逸見青少年の家

④ 中央健康福祉センター

住民に対し、健康相談、保健指導および健康診査その他地域保健に関し必要な事業を行うため、健康福祉センター条例に基づき、配置しています。

- ・ 健康福祉センター条例

第2条 健康福祉センター（以下「センター」という。）の位置及び所管区域は、次のとおりとする（抜粋）。

名 称	位 置	所 管 区 域
横 須 賀 市 中央健康福祉 セ ン タ ー	横須賀市西逸見町 1丁目38番地11	北健康福祉センター、南健康福祉センター及び西健康福祉センターの所管区域を除く区域

⑤ 生涯学習センター

市民に対し生涯学習の場および機会を提供するため、生涯学習センター条例に基づき、配置しています。

- ・ 生涯学習センター条例

第2条 センターの位置及び名称は、次のとおりとする。

位置 横須賀市西逸見町1丁目38番地11

名称 横須賀市生涯学習センター

イ 逸見行政センター・逸見コミュニティセンター

① 逸見行政センター

地方自治法第155条第1項の規定に基づく支所として、横須賀市役所行政センター設置条例に基づき、配置しています。

- ・ 横須賀市役所行政センター設置条例

第1条第2項 行政センターの位置、名称及び所管区域は、別表のとおりとする。

別表（第1条第2項関係：抜粋）

名 称	位 置	所 管 区 域
逸見行政 センター	横須賀市東逸見町 2丁目29番地	安針台、吉倉町、西逸見町、山中町、東逸見町、逸見が丘

② 逸見コミュニティセンター

市民に自治活動の場を提供し、また、実際生活に即する教育、学術および文化に関する各種の事業を行い、市民の連帯、生活文化の振興および福祉の増進を図り、もって魅力ある地域社会の形成に資するため、コミュニティセンター条例に基づき、配置しています。

- ・ コミュニティセンター条例

第2条第1項 センターの位置及び名称は、次のとおりとする。

位置 横須賀市東逸見町2丁目29番地

名称 逸見コミュニティセンター

(2) 各施設の概要（平成 26 年度）

施設名称	延床面積 (㎡)	設 備	利用者数 (人)	維持管理費 (円)	使 用 料 (円)
保健所、駐車場	11,765.35	庁舎、駐車場	—	256,706,805	34,622,620
健康増進センター （指定管理・ 管理経費は利用 料金のみ）	2,797.81	トレーニング ジム、運動 フロア、プー ル、更衣室、 ラウンジ等	204,486	1,187,352	0
				（指定管理者支出 163,654,763 円）	（指定管理者収入 105,061,110 円）
逸見青少年の家	748.45	遊戯室、体育 室、学習室、 会議室、研修 室、ホワイエ	31,320	—	0
中央健康福祉 セ ン タ ー	1,116.55	事務室、母子 保健室、愛ら んどウェル シティ	8,942	—	0
生涯学習センタ ー（指定管理・ 管理経費は指定 管理料と利用料 金の併用）	3,934.48	市民ホール、 パソコン研 修室、大学習 室、第 1～3 学習室、ミー ティングル ーム、和室、 調理講習室、 美術工芸室、 音楽室、図書 室	139,974	65,454,156	0
				（指定管理者支出 92,449,956 円）	（指定管理者収入 28,308,360 円）
逸 見 行 政 セ ン タ ー	606.45	庁舎	—	14,092,444	0
逸見コミュニ ティセンター	765.48	集会室、調理 室、学習室、 和室、図書室	55,801		

※ 維持管理費には、市職員の給与費は含みません。

(3) 使用料 (平成 28 年度)

種 類	区 分	使 用 料
健康増進センター駐車場使用料	1 回 1 時間を超え 4 時間まで	310 円
	1 回 4 時間を超えた時間 30 分ごとに	210 円
健康増進センター入場料	中学生以下の者 1 回につき	360 円
	中学生以下の者 回数券 (11 回分)	3,600 円
	その他の者 1 回につき	720 円
	その他の者 回数券 (11 回分)	7,200 円
	その他の者 回数券 (90 回分)	51,430 円
	定期券 (2 箇月有効。ただし、土曜日、日曜日及び休日以外の日の使用に限る。)	10,290 円
	定期券 (2 箇月有効)	15,430 円
生涯学習センター使用料等	市民ホール 1 時間当たり	1,440 円
	パソコン研修室、和室 1 時間当たり	310 円
	音楽室、ミーティングルーム 1 時間当たり	620 円
	大学習室 1 時間当たり	1,650 円
	第 1 学習室 (A、B) 1 時間当たり	1,330 円
	第 3 学習室、調理講習室、美術工芸室、 第 1 学習室 A 1 時間当たり	510 円
	第 2 学習室、第 1 学習室 B 1 時間当たり	820 円
	ピアノ (大学習室) 1 回	5,140 円
	ピアノ (音楽室) 1 回	2,060 円
	市民大学受講料 1 コマ ※ 学習の内容・形態により変動あり	510 円
	まなびかんニュース宅配サービス料 1 年	1,200 円

2 課題および解決に向けた方向性

(1) 課題

ア ウェルシティ市民プラザ

① 保健所、駐車場

- ・機能を維持する必要があります。そのため建物を長く使用できるように、改修を実施していく必要があります。
- ・来庁者によっては、ウェルシティ市民プラザだけでは、用件が済まず、逸見行政センター・逸見コミュニティセンターを案内することがあり、市民サービスの向上のため、逸見地域の市施設をウェルシティ市民プラザに集約する必要があります。
- ・逸見行政センター・逸見コミュニティセンターをウェルシティ市民プラザに集約する場合、移転受入先として、現時点で不足することが予想される施設面積を充足させるため、2階レストランスペース、地下1階駐車場の一部の管理を市民部へ移す必要があります。

② 健康増進センター

機能を維持する必要があります。そのため建物を長く使用できるように、改修を実施していく必要があります。

③ 逸見青少年の家

機能を維持する必要があります。そのため建物を長く使用できるように、改修を実施していく必要があります。

④ 中央健康福祉センター

機能を維持する必要があります。そのため建物を長く使用できるように、改修を実施していく必要があります。

⑤ 生涯学習センター

機能を維持する必要がありますが、類似施設であるため、貸室等の一部の管理を逸見コミュニティセンターに移し、施設を縮小します。

なお、建物は長く使用できるように、改修を実施していく必要があります。

イ 逸見行政センター・逸見コミュニティセンター

- ・建物は、建築後35年が経過しており、現施設を使用する場合には、大規模改修を実施する必要が生じます。
- ・現施設への進入路が狭く、駐車場が不足しています。

(2) 検討内容

- ・逸見行政センター・逸見コミュニティセンターのウェルシティ市民プラザへの移転に必要な施設面積、移転受入先として、提供できる施設面積について、調査を実施し、その調査結果に基づき調整を行い、ウェルシティ市民プラザにおける逸見行政センター・逸見コミュニティセンターの配置（案）、移転時期等の検討を行いました。
- ・ウェルシティ市民プラザについては、今後必要となる改修の内容や時期等の検討を行いました。

(3) 解決に向けた方向性

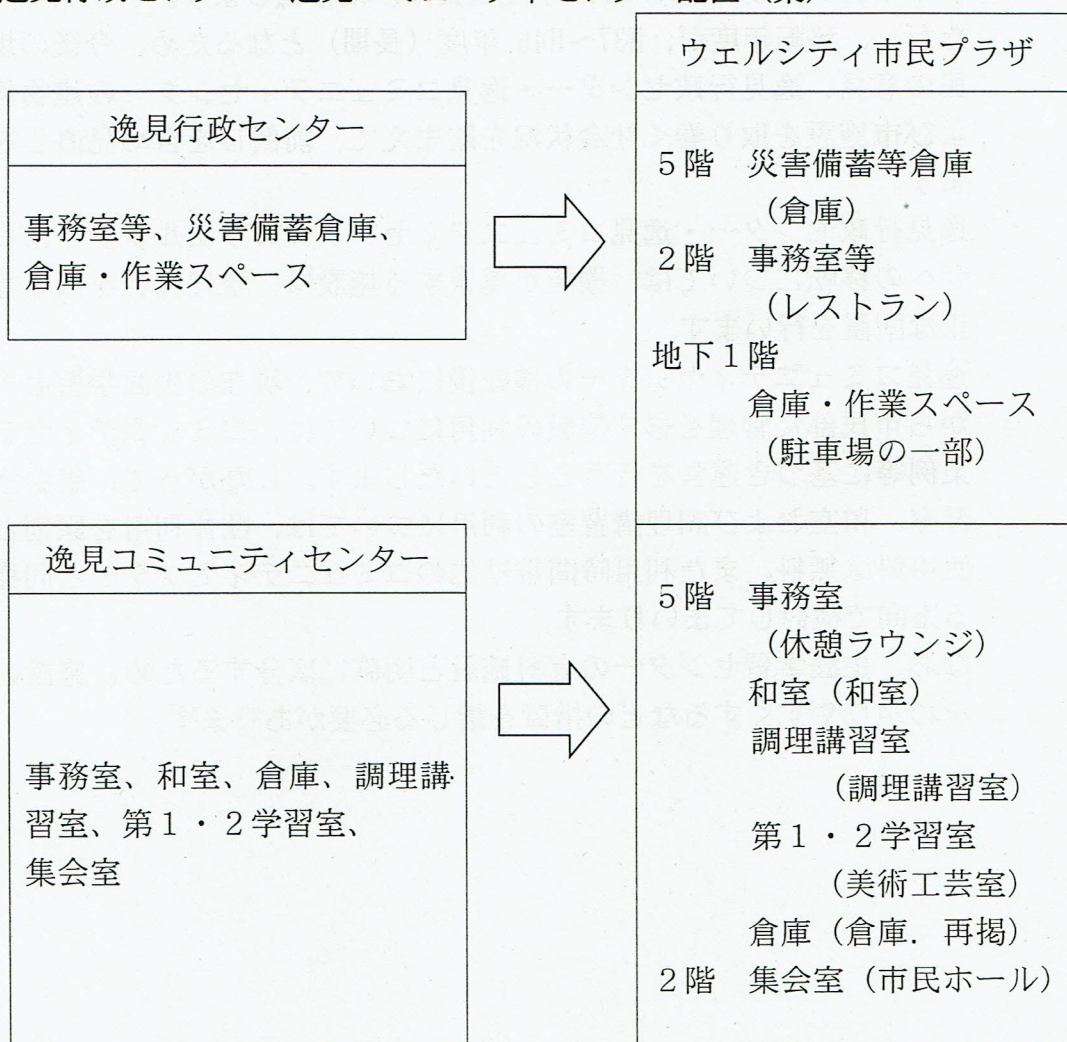
- ・進入路の狭さおよび駐車場不足を解消するとともに市民サービスを向上するため、逸見行政センター・逸見コミュニティセンターをウェルシティ市民プラザへ H37～H46 年度（長期）に移転します。
ただし、移転年度が、H37～H46 年度（長期）となるため、今後の地域住民の意見、逸見行政センター・逸見コミュニティセンターの建物状況および市施設を取り巻く社会状況を踏まえて、前倒しを含め見直しを行います。
- ・逸見行政センター・逸見コミュニティセンターのウェルシティ市民プラザへの移転については、機能が重複する施設は、整理統合を行うなど適正な配置を行います。
- ・逸見コミュニティセンターの移転後において、現在の生涯学習センターから市民部に管理を移す施設の利用については、コミュニティセンター条例等に基づき運営を行うことといたします。したがって、集会室、学習室、和室および調理講習室の利用については、団体利用を原則とし、使用料は無料、また利用時間帯は他のコミュニティセンターと同様とする方向で検討してまいります。
なお、生涯学習センターの有料施設と明確に区分するため、施設の表示をわかりやすくするなどの措置を講じる必要があります。

第3章 今後の取り組み

1 平成64年度までの目標およびそれに向けた考え方・ロードマップ

- ・ ウェルシティ市民プラザについては、必要な改修等を実施し維持します。
- ・ 逸見行政センターについては、健康部から市民部に、ウェルシティ市民プラザの2階レストランススペース、及び地下1階駐車場の一部について管理を移すとともに、教育委員会から市民部に生涯学習センターの5階倉庫の管理を移し、ウェルシティ市民プラザへ移転します。
- ・ 逸見コミュニティセンターについては、教育委員会から市民部に、生涯学習センターの市民ホール（2階）、休憩ラウンジ（5階）、和室（5階）、調理講習室（5階）、美術工芸室（5階）、及び倉庫（5階、再掲）の管理を移し、ウェルシティ市民プラザへ移転します。

○逸見行政センター・逸見コミュニティセンター配置（案）



() 内の記載は現行の施設名称

(1) 施設別・期間別の考え方

施設名称	H29～H36 (中長期)	H37～H46 (長期)	H47～H64 (超長期)
ウェルシティ 市民プラザ		大規模改修 (屋上防水、外壁、 電気設備、空調設備)	大規模改修 (屋上防水、外壁、 給排水設備)
逸見行政 センター		移 転	
逸見コミュニ ティセンター			

2 平成 33 年度までの目標および具体的なスケジュール・実行計画

平成 29 年度から平成 33 年度まで、ウェルシティ市民プラザ大規模改修事業費（屋上防水・外壁）に充てるため、毎年度、ウェルシティ超高層棟管理組合へ修繕積立金を支出します。

(1) 修繕積立金支出のスケジュール・実行計画

年 度	H29	H30	H31	H32	H33	H34～
修繕積立金 (屋上防水・外壁)	支出 ○――	――	――	――	――	――→

総務常任委員会説明資料

(一般報告事項説明資料)

(頁)

◎施設分野別実施計画の策定について…………… 1

平成 28 年 (2016 年) 6 月 15 日

財 政 部

◎施設分野別実施計画の策定について

1 廃止・縮小等があり、市民等利用のある施設（30 施設群）

廃止・縮小等があり、市民等利用のある施設は、施設分野別実施計画（素案）を策定し、利用者等への説明及び意見交換を実施します。

（以下、「施設分野別実施計画」を「実施計画」と表記します。）

（1）平成 28 年第 2 回定例会において実施計画（素案）を報告するもの（10 施設群）

検討部会名	施設群	所管部局	常任委員会への報告
ウェルシティ市民プラザ検討部会	ウェルシティ市民プラザ（保健所／健康増進センター／逸見青少年の家（＊）／中央健康福祉センター（＊）／生涯学習センター／ウェルシティ市民プラザ（駐車場）／逸見行政センター（＊）／逸見コミュニティセンター（＊）	健康部	教育福祉常任委員会へ報告
		こども育成部	
		教育委員会	
		市民部	生活環境常任委員会へ報告
老人福祉センター等検討部会	老人福祉センター・老人憩いの家	福祉部	教育福祉常任委員会へ報告
総合福祉会館・産業交流プラザ・勤労福祉会館・市民活動サポートセンター・デュオよこすか検討部会	同左	福祉部	教育福祉常任委員会へ報告
		経済部	総務常任委員会へ報告
		市民部	生活環境常任委員会へ報告

※（＊）は、施設群数には含まない。

（2）実施計画（素案）策定中のもの（11 施設群）

施設群
①素案策定前に地域運営協議会や利用者等への事前説明及び意見交換を実施中のもの
行政センター（追浜分館）
コミュニティセンター（追浜南館、坂本、浦賀分館）
青少年の家（追浜、本公郷、衣笠、森崎、浦賀、鴨居、久里浜、大楠）
万代会館
長岡半太郎記念館・若山牧水資料館
文化会館/はまゆう会館
②素案の内容を検討中のもの
ベ이스クエア・パーキング
児童図書館／青少年会館
天神島ビジターセンター

※（ ）は、説明及び意見交換の対象施設

(3) 実施計画(素案)策定済みのもの(3施設群)(平成28年第1回定例会報告済み)

施設群
田浦青少年自然の家
新港上屋
横須賀新港港湾労働者福祉センター

(4) 平成29年度以降に実施計画を策定するもの(5施設群)

施設群
老人デイサービスセンター
市民病院・うわまち病院
小学校/中学校
幼稚園

(5) 実施計画策定済みのもの(1施設群)(平成28年第1回定例会報告済み)

施設群
公園水泳プール

2 廃止・縮小のない施設及び廃止・縮小があっても市民等の利用がない施設
(51施設群)

廃止・縮小のない施設及び廃止・縮小があっても市民等の利用がない施設については、機能を維持し延命を図るために、必要な大規模改修や建て替え等について実施計画に位置付けます。

(1) 実施計画策定済みのもの(10施設群)(平成28年第1回定例会報告済み)

施設群
ウェルシティ市民プラザ(倉庫)
日の出町防災機材倉庫・衣笠防災機材倉庫
中央斎場
救急医療センター
動物愛護センター
健康安全科学センター
はぐくみかん/児童相談所/療育相談センター
消防署、出張所等

(2) 実施計画策定中のもの (41 施設群)

施設群
横須賀芸術劇場／本庁舎／公用車庫／共用倉庫／職員厚生会館／消費生活センター／ 点字図書館／福祉援護センター／健康福祉センター／看護専門学校／ 公園（プールを除く）／公園墓地／長坂埋立地（浄化センター管理棟）／ 長坂埋立地（作業員詰所）／横須賀中央駅前公衆トイレ／ 沿道緑地公衆便所（よこすか海岸通り公衆トイレ）／リサイクルプラザ／南処理工場／ 資源循環事務所（久里浜、日の出）／ 資源循環日の出事務所貯留槽棟（し尿等下水道投入施設）／休憩所（武山、大楠山）／ 自転車等駐車場／道路維持センター／北資材置場、南資材置場／浦賀丘倉庫／ 水防用備蓄材倉庫、水防資材倉庫／うみかぜ公園、海辺つり公園／深浦ボートパーク／ 久里浜港湾事務所、港湾管理事務所／消防団詰所／総合高等学校／ろう学校／養護学校／ 中央図書館／北図書館／南図書館／自然・人文博物館／馬堀自然教育園／ 横須賀美術館／体育会館／教育研究所

【参考】 施設群集計表

分 類	内 容	施設 群数
1 廃止・縮小等があり、 市民等利用のある施設 30 施設群	(1) 平成 28 年第 2 回定例会において 実施計画（素案）を報告するもの	10
	(2) 実施計画（素案）策定中のもの	11
	(3) 実施計画（素案）策定済みのもの	3
	(4) 平成 29 年度以降に実施計画を策定 するもの	5
	(5) 実施計画策定済みのもの	1
2 廃止・縮小のない施設 及び廃止・縮小があっても市民等の利用がない 施設 51 施設群	(1) 実施計画策定済みのもの	10
	(2) 実施計画策定中のもの	41
合 計		81